

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： シンガポール進出法人の税務ポイント

シンガポールは従前より海外進出先としての実績があり、自由貿易港でビジネスインフラが整った地域ハブとして安定した人気があります。ジェトロ・シンガポールとシンガポール日本商工会議所が行ったアンケート調査報告書（2012 年 3 月 27 日）では、回答したシンガポール日系企業 213 社の内、77 社がシンガポールにアジア統括機能を置き、57 社が将来設置することを検討しています。

1. シンガポール税制の概要

一般的にシンガポールの税体系は、同国の独立以前に植民地支配していた英国の影響が大きいといえます。大陸法の影響を受けた日本の税体系とは異なり、すべてが明文化されているのではなく、実際の税務運営は、過去からの慣習や判例に依存しています。

法人に課される主な税は、法人税と消費税です。法人住民税や法人事業税のような地方税はなく、国税のみです。法人税は、日本の申告納税制度とは異なる賦課課税制度を採用しているため、税額の確定は納税者の提出する申告書等に基づいて税務当局が行います。賦課事業年度の税額計算の対象となる課税所得は前事業年度の課税所得になります。したがって、所得が発生した基準に考えれば、事業年度終了後、最終的に税務当局より賦課通知書が通知されて税額が確定するまでには通常約 2 年を要します。但し、税額確定段階における税務当局の確認が厳格なため、実地の税務調査はほとんど行われません。

2. シンガポール法人税の特色

(1) 低い法人税率

全ての法人について法人税率は 17% です（シンガポール所得税法 43①）。しかし、部分免税制度があり、課税所得のうち最初の 10,000SGD までは 75% が免税、次の 290,000SGD までは 50% が免税となります（シンガポール所得税法 43⑥）。例えば、課税所得が 300,000SGD の場合には、

免税所得：10,000SGD x 75% + 290,000SGD x 50% = 152,500SGD

算出税額：(300,000SGD - 152,500SGD) x 17% = 25,075SGD

となります(2012 年 4 月現在の法令による)。

したがって、この場合の実効税率は約 8.36% と、かなり低くなります。50% の部分所得免税があるために、所得が増えてもこの実効税率はさほど変わりません。

(2) 限定された課税範囲

シンガポールでは、国内源泉所得と国外源泉所得のうちシンガポールで受領された所得だけが課税対象です（シンガポール所得税法 10①）。シンガポールに送金された国外源泉所得であっても、一定の要件を満たす配当金・サービス所得等については免税となります（シンガポール所得税法 13⑧、⑨）。キャピタルゲインは非課税ですし、欠損金については株主の 50% 以上が変動しない限り、無期限に繰り越すことができます（シンガポール所得税法 37③、⑫、⑭）。

(3) 大胆なタックスインセンティブ

シンガポールの実効税率をさらに引き下げている要因には、2010 年に導入された、生産性の向上を後押しする生産性・技術革新控除制度（PIC）があります。これは設備投資等に係る特定費用の 400% 等を一定期間にわたって償却する制度です。実際の費用計上額の 4 倍等にも及ぶ所得控除が認められることになるので、PIC の適用によりあたかも架空費用の損金算入をしているような形になります。

但し、該当設備を処分して事後的に要件を満たさなくなった場合等には、300% 部分を課税所得に加算して 100% に計上し直すという制限があります。

お見逃しなく！

- 税制面でこのような広範な優遇規定が設けられている背景には、シンガポールの長期的成長を支えるためには、技能向上・効率的設備の投入・新技術開発等による生産性向上が必須であるとし、その役割を担う企業を税制面から支援しようとする政策意図があります。
- 2012年度のシンガポール政府予算案には、税額還付のような最高 5,000SGD までのキャッシュバック制度の継続適用や、中小企業の負担の軽減を意識した税制改正がいくつか盛り込まれています。